

[論文]

# 兵庫県内の国登録有形文化財(住宅)の現状と課題

## Current status and issues of registered tangible cultural properties (houses) in Hyogo prefecture

丸本祥子／総合デザイン専攻 13ID003 ● 指導教員／川北健雄 印

Sachiko MARUMOTO

In order to utilize cultural assets as resources of the area, the management and the maintenance as well as the purpose of the use become the important points. Especially, registered tangible cultural properties can perform various practical uses with different purposes. Thus, it is possible to preserve the buildings while effectively utilizing them. The building functions as the storage of experiences, so it has an important role to convey Japanese culture and history to future generations. Among them, the category of “House” is important, because it is the most familiar place of the life. However, since houses are individual possessions, and they naturally exist, their cultural and historical value has not been sufficiently recognized yet.

With this understanding, this study aims to uncover the method of preservation and utilization, of registered tangible cultural properties, focusing on “Houses” in Hyogo.

### 1. 研究概要

#### 1-1. 研究の背景と目的

文化財を地域の資源として活用するには、どのようにメンテナンスしながら使用するか、運営していくかがポイントとなる。なかでも「登録有形文化財」は、目的に合わせた活用や改変が出来、事業展開や地域の活性化のために利用しつつ守ってゆくことが可能という点に特徴がある。

また、文化や歴史を後世に伝えてゆくためのツールとして、実際に見て、過ごして、体験することの出来る建築物は、重要な役割を持つ。その中でも、寺院や公共建築物は多くの人々が集い、使用し、歴史・文化だけでなく建築物としての価値もわかりやすいため、保存されやすいが、「住宅」は個人の所有物であり、当然の如く存在するために、価値が認識されにくい。しかし、最も身近であり、人生の大半を過ごす「住宅」こそ、より文化や歴史が色濃く残されており、大変重要であると考えられる。

加えて、各登録有形文化財についての情報を得る方法が限られていることも問題であると考えられる。「国指定文化財等データベース」に建物の概要(登録年月日、建築年代、構造や形式、簡易な特徴の説明)は記載されているが、所在地が旧番地のままであったり、どのように使用されているかは全く記載されておらず、現状については、所有者や管理者、県や市町などが発信している広報を調べる必要がある。また、登録に至った動機や経緯については、ほぼ情報がないと言える。これらの把握は、「登録有形文化財制度」を活用するにあたって、非常に重要なことである。

そのため、本研究では、登録有形文化財(建造物)の内、兵庫県の「住宅」の分類で登録されているものを研究対象とし、現在の保存・活用の状況や課題、今後の展望について調査する。また、登録有形文化財登録の動機や、登録による変化などについても

調査する。本研究では、これらの調査を通じて「登録有形文化財制度」を活かし、歴史的・文化的建築物を保存し、活用していく方法、およびそれらに関する課題と可能性を明らかにする。

#### 1-2. 調査対象について

現在(2015年1月20日)、全国の登録文化財10,086件(表1)のうち、登録有形文化財(建造物)は9,951件を占めており、兵庫県は595件と、大阪と並んで全国で1, 2 を争う登録数を誇る。

(表1) 登録文化財の件数

登録文化財	登録有形文化財 (建造物)	登録有形文化財 (美術工芸品)	登録有形民俗 文化財	登録記念物
10,086件	9,951件	14件	33件	88件

筆者作成(2015年01月20日)

うち、「住宅」に分類されるものは、429件と圧倒的に多い。(ただし、「主屋」「離れ」「塀」など、細かく分類されているため、同一敷地内に複数建造物がある場合、それらをまとめて1件と数えると88件となる<sup>注1)</sup>。)

本研究では、これら88件の兵庫県内にある「住宅」に分類された国登録有形文化財を調査対象とする。より具体的には、文化庁の「国指定文化財等データベース」にて検索する際に、「文化財分類」を「登録有形文化財」、「種別」を「住宅」、「都道府県」を「兵庫県」に選択し、表示されるものである。

#### 1-3. 研究の方法

最初に、兵庫県内の登録有形文化財の数や場所、登録年月日などを、文化庁のホームページを元に調べ、整理した。続いて、各文化財について県や市、専用のホームページや資料を元に現在の保存状況や活用方法などを調査したが、その結果、公開物

件については、基本的な情報を把握することが出来たが、非公開物件については、十分な情報を得ることが出来なかった。

そこで、非公開物件の場合は、アンケート調査を行い、公開物件に関しては、現地調査やヒアリング調査を中心にを行い、活用や運営の方法、課題についてさらに詳しい調査を行って整理し、それらを元に考察している。

## 2.調査対象について

本研究では、まず、わかりやすくするために、「国指定文化財等データベース」の一覧を基に、同一敷地内に複数建造物がある場合、それらをまとめて1件と数え、1～88までの番号を付けた一覧表を作成している。

この一覧を基準として、文献調査やヒアリング・アンケート調査などを行い、以下のように分類し直し、本研究で用いている。

- ・公開の頻度別一覧・・・「常時公開」「定期公開」「不定期公開」「非公開」にわけて整理したもの。
- ・用途別分類一覧・・・主な用途別に、公開物件を「展示」「店舗」「貸し会場」「図書館」「会議・イベントなど」「用途なし」に、非公開物件を「事務所」「住居」「空き家」、その他「不明」にわけて整理したもの。

現在(2015年1月時点)、これらの中で公開・活用を行っているところ(以下、本研究では「公開物件」とする)は39件あり、残りの49件は非公開であり、専用住居、空き家などになっている(以下、本研究では「非公開物件」とする)。公開物件の例としては、展示・店舗・貸し会場・図書館などがあり、常に活用しているところもあれば、土日のみの公開や、月に1度だけの見学会などの例もある。また、店舗などとして活用されているところは、住居と兼用である場合もある。

## 3.基本情報の整理と現状確認

### 3-1.公開物件について

「住宅」に分類された88件の登録有形文化財の内、公開物件は39件である。これらを、活用の主な用途別に「展示」「店舗」「貸し会場」「図書館」「会議・イベント」「用途未定」の6つにわけて記載する。ただし、同じ物件で複数の建物がある場合が多く、同一物件で複数の用途に該当する場合もある。

#### 3-1-1.展示

美術館や文学館のように、展示を中心として活用しており、貸し会場として使用出来る物件もある。西脇市の「コヤノ美術館西脇館(旧藤井家住宅)」(写真1)や川西市の「川西市郷土館(旧平安家住宅)」(写真2)、姫路市の「姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅)」など、12件ある。

「コヤノ美術館西脇館(旧藤井家住宅)」は土・日曜日のみの公開だが、常時公開している物件が多い。



(写真1)コヤノ美術館西脇館



(写真2)川西市郷土館

#### 3-1-2. 店舗

店舗を中心として活用しており、貸し会場なども行っている場合がある。加西市の「水田家住宅(「町かど亭」:喫茶・宿泊)」(写真3)(写真4)、丹波市の「西山酒造場離れ(「西山酒造場」:酒造)」(写真5)(写真6)、「蘆屋家住宅(「genten」:カフェ)、たつの市の「千本内海家住宅(「千本本陣」:そば屋)など、11件がある。

「水田家住宅(「町かど亭」:喫茶・宿泊)は、2014年7月から営業を開始したばかりであるが、所有者がもともと「まちづくり協議会」で活動されていたこともあり、年に何度かは公開や展示をしておられた。しかし、近場に食事や宿泊が出来る場所がなく、旧街道沿いの町家が多く残るところであるにもかかわらず、人通りが少なく、認知度も低いということを少しでも改善するため、「町かど亭」を始められた。



(写真3)水田家住宅「町かど亭」外観



(写真4)喫茶「町かど亭」

「西山酒造場離れ(「西山酒造場」:酒造)は、もともと酒造場として活用されていた物件だが、最近までは住居としても使用されていた。2014年8月の豪雨により、大部分が浸水し、それを機に本格的に店舗としての活用を計画されている状況である。



(写真5)西山酒造場 外観



(写真6)西山酒造場 店内

#### 3-1-3. 貸し会場

貸し会場として活用しており、イベントや展覧会、コンサートなどの会場として有料で提供している。高砂市の「花井家住宅(「来て民家)」や明石市の「岩佐家住宅」、三木市の「小河家別邸」など、8件がある。

「花井家住宅(「来て民家)」はまちづくりの拠点として、会議やお茶会などの場として活用されており、「岩佐家住宅」は地域のイ

ベント会場や懇親会の会場として提供されている。「小河家別邸」ではお茶会(写真7)などが不定期に行われており、このように使用方法も頻度も様々である。



(写真7)花井家住宅「来て民家」



(写真8)お茶会

### 3-1-4. 図書館

図書館として活用しており、芦屋市の「旧松山家住宅松濤館(芦屋市立図書館打出分室)」と、宝塚市の「宝塚市立中央図書館桜ガ丘資料室(旧松本安弘邸)」の2件。

「旧松山家住宅松濤館(芦屋市立図書館打出分室)」は水～土曜日の10:00～17:00まで利用可能だが、「宝塚市立中央図書館桜ガ丘資料室(旧松本安弘邸)」は年に1度ほどの見学会のみの公開となっている。

### 3-1-5. 会議・イベントなど

会議・イベントなどの場として活用している物件は、加古川市の「多木浜洋館」や高砂市の「松宗蔵」などの4件がある。

「多木浜洋館」は、普段は所有者関係の間でのみ会議や講座などに使用し、一般の見学は月に1度の予約制に限定しており、「松宗蔵」は地域のイベント会場などに、不定期に活用している。



(写真9)松宗蔵



(写真10)多木浜洋館

### 3-1-6. 用途未定

現在は特定の用途がなく見学のみで、今後、何かに活用していきたいという物件として、神埼郡の「旧小國家住宅」と洲本市の「米田家住宅(春陽壮)」の2件がある。この2件は、保存・活用していくことに積極的であり、まずは見学してもらい、保存・活用する方法や担い手を募集している状況である。



(写真11)旧小國家住宅



(写真12)米田家住宅「春陽壮」

### 3-2. 非公開物件について

非公開物件は49件あり、これらを「事務所」「住居」「空き家」の3つにわけて記載する。

#### 3-2-1. 事務所

事務所として、神戸市の「ロイ・スミス(旧大谷家住宅)」と「岸本家別邸」の2件がある。「ロイ・スミス(旧大谷家住宅)」は神戸大学六甲台後援会の、「岸本家別邸」は会社の事務所として活用されている。

#### 3-2-2. 住居

専用住居として使用している物件が18件、住居兼事務所として使用している物件が1件あり、基本的には非公開である。しかし、県や市町村から依頼があった場合や、地域のイベント時に特別に公開することもある。



(写真13)高井家住宅(加西市)



(写真14)桑田家住宅(朝来市)

#### 3-2-3. 空き家

空き家となっており、アンケート結果から少なくとも4件あることが判明している。保存していきたいが、生活していく上で何かしらの問題や不便な点があり、使用していないようである。

#### 3-2-4. 不明

残りの25件については、アンケート用紙を郵便で送付したが回答を得ることができなかったため、情報を把握できなかった。

## 4. アンケート・ヒアリング調査の結果

### 4-1. 概要

ヒアリングは公開物件である39件の内、現地で所有者もしくは管理者に面会することのできた23件に対して行った。公開物件の内、残りの16件については、アンケート用紙を郵便、またはメールにて送付して回答をお願いした。

非公開物件の49件の内、44件についてはアンケート用紙を郵送して回答をお願いした。住所不明等で郵送ができなかった5件については、自治体の担当部署者の方を通して、所有者の方に届けていただくようお願いした。

その結果、アンケート用紙を配布した合計65件の内、公開物件の16件については、5件を回収することができ、非公開物件の49件については、22件は回収済み、27件は未回収(ただしこの内の1件は回答拒否)となった。

## 4-2. 調査内容

以下に、ヒアリングとアンケートによる公開物件 28 件、非公開物件 22 件の回答結果を取りまとめた。

設問内容は、下記の Q1～14 である。

- Q1. 登録有形文化財に登録するきっかけ
- Q2. 協力者・関係者
- Q3. Q2 の方が関わるきっかけ
- Q4. 登録するにあたり問題となったこと
- Q5. 登録有形文化財に登録するためにかかった時間・費用
- Q6. 登録有形文化財に登録されたことによるメリット
- Q7. 登録有形文化財に登録されたことによるデメリット
- Q8. 登録有形文化財に登録されたことで変化のあったこと
- Q9. 維持・管理費(年間)
- Q10. 維持や管理の方法
- Q11. 現状の課題
- Q12. 今後の保存・活用方法についての展望
- Q13. 不便なところ、改善したいところ
- Q14. 自由記述(思い入れのあること、伝えたいことなど自由に)

## 4-3. 集計結果

Q6・8・10・11・13の設問に対する回答は、公開物件と非公開物件で大きく差が表れた。

「Q6. 登録有形文化財に登録されたことによるメリット」については、「宣伝効果がある」という回答は、公開物件は50%、非公開物件は0%、「固定資産税に対する優遇措置」という回答は、公開物件は5%、非公開物件は43%となった。

「Q8. 登録有形文化財に登録されたことで変化のあったこと」については、「来客者・売上の増加」が公開物件は36%、非公開物件は0%となった。

「Q10. 維持や管理の方法」については、「自身(家族)で」「業者に依頼」という回答が多い中、「ボランティアの方の協力で」という回答が、公開物件に36%あった。

「Q11. 現状の課題」については、「建物の経年劣化」「維持・可修理のための高額な費用」という2つの回答は、共通して多いが、「後継者がいない」という回答が、公開物件は0%、非公開物件は18%、「特になし」という回答が公開物件は29%、非公開物件は5%となった。

「Q13. 不便なところ、改善したいところ」については、「段差が多い」という回答が、公開物件は4%、非公開物件は50%、「特になし」という回答が、公開物件は36%、非公開物件は14%となった。

Q6・8・10つの結果は、当然ながら一般に公開・活用の有無から生まれる差であり、Q10のボランティアは、募集する場合と自発的な協力の2つの場合がある。

Q11・13の結果は、段差などは生活する上で不便と感ずるため、非公開物件の回答に多く表れ、公開物件は活用するにあたって改修を行っていたり、段差など古民家の特徴を活かして活用していたりするため、課題となっていないと考えられる。

## 5. まとめ

今回の調査の結果、もともとが「住宅」であった登録有形文化財を活用する際の用途としては、「展示」「店舗」「貸し会場」「図書館」「会議・イベント」の5種類の存在を確認することができた。保存・活用に対する効率や課題は、用途ならびにそれぞれの物件の状態や協力者などによって異なり、個別的な工夫が重要であることもわかった。

非公開の物件は、当然ながら住宅として利用され続けているものが多いが、利用に不便を感じていたり、維持、管理及び後継者の確保が問題となっているところも多い。また、所有者の中には、制度を十分に理解しないまま、周囲の勧めにより登録を行っておられる例も見受けられた。

「登録有形文化財制度」は、保存と活用をすることが前提にある制度であるが、制度ができてしばらくは、これ以上失わないようにと「現状の保存」を優先して登録された物件が多かったようである。「後世に遺していくための保存・活用」については、今現在の大きな課題であり、「活用する」ということにより重点を置くようになってきている。そのような意味で、今後は制度の使い勝手なども見直し、「登録有形文化財制度」をより有効に機能する制度へと育ててゆくべき時期が来ていると考えられる。

## 【注】

注1 国指定文化財等データベースの情報を元に、自身で数えた件数。

## 【図版の出典】

写真1～7・9～13 筆者撮影(2014年)

写真8 筆者撮影(2012年)

写真14 所有者撮影

## 【参考文献】

・文化庁 | 文化財

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/index.html>  
(2015年1月20日確認)

・国指定文化財等データベース

[http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index\\_pc.asp](http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp)  
(2015年1月20日確認)